平成２３年（フ）第１９２号
長崎県諫早市小長井町大峰330番地、前住所長崎県諫早市八天町17番16号
債務者　矢竹　國彦
1　決定年月日時　平成24年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第２号
長崎県諫早市旭町13番５号　吉川ハイツ203号、前住所長崎県諫早市小船越町1140番地８
債務者　田崎　太朗
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２４年（フ）第５７号
大阪市港区磯路３丁目10番18―307号
債務者　大坪　隆喜
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０号
大阪府門真市大池町41番27―303号
債務者　木村　祐仁
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１１９号
大阪府摂津市東正雀２番５号
債務者　久松　純雄
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１３１号
大阪市東成区大今里西３丁目16番12号　パルミエール新橋401号
債務者　池田留美子
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７８号
栃木県小山市西城南６丁目25番地２　ベル・フローラル102号
債務者　小出　玉一
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２３年（フ）第６１７号
愛知県高浜市沢渡町４丁目５番地15　杉浦マンション308号
債務者　佐久間　章
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月27日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
岡山県津山市志戸部193番地　村上マンション205号、住民票上の住所岡山県津山市山北77番地１
債務者　水島美都江
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月19日午前10時20分
岡山地方裁判所津山支部

平成２３年（フ）第３０８号
沖縄県うるま市勝連平敷屋3372番地
債務者　池味　竜一
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第３３０６号
横浜市緑区西八朔町41番地４　ピュアコーポ102号
債務者　上原　好喜
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４５６号
横浜市鶴見区本町通３丁目165番地の10　ジェムハイツ302号、住民票上の住所横浜市鶴見区本町通３丁目165番地の10
債務者　大堀　一枝
1　決定年月日時　平成24年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７７０号
千葉市中央区中央２丁目６番３号　ＦＣビル８階、開始決定時の住所千葉市若葉区みつわ台４丁目28番２棟402号
破産者　中里　　忠
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１２１０号
千葉県市川市行徳駅前２丁目11番１―501号　サントスⅡ
破産者　上田　弘行
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２０号
千葉県四街道市みのり町19番地10
破産者　橋本　満之
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第５８５号
千葉県松戸市新松戸南１丁目146番地ミナミエステート101号
破産者　西川　　孝
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部